

議第 3 号議案

精神障害者の交通運賃等割引制度の適用に関する意見書案

上記意見書案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和 2 年 9 月 16 日

提出者	桐生市議会議員	田	島	忠	一
賛成者	桐生市議会議員	石	渡	宏	明
	同	関	口	直	久
	同	山	之	内	肇
	同	岡	部	純	朗
	同	河	原	井	始

桐生市議会議長 北 川 久 人 様

精神障害者の交通運賃等割引制度の適用に関する意見書

障害者基本法は、精神障害者についても身体障害者及び知的障害者と同様に「障害者」と定義しています。障害者の自立及び社会参加を促進するためには、公共交通機関等による移動が必要不可欠です。現在、身体・知的障害者については鉄道、バスの運賃や高速道路の料金などの割引制度の実施により経済的負担の軽減がされていますが、精神障害者は除外されています。

よって国におかれては、交通運賃等の割引制度が精神障害者についても身体・知的障害者と同等に適用されるよう、交通事業者に対し必要な措置を講ずることを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年9月 日

桐生市議会議長 北川 久人

衆議院・参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣 あて